

薬局の各種申請及び届出等の手引き（高知市）

※各種書類に押印は不要になりましたが、必要に応じ本人確認をさせていただきます。

Ver 2024. 1. 30 V15

	このようなときは	以下の手続き が必要です。	備 考
薬局	1 新規に薬局を開設する	許可申請 【→p 2】	1ヶ月前を目処に時間に余裕を持って申請してください。
	2 開設許可の更新を申請する	更新申請 【→p 3】	有効期間満了の日の1ヶ月前 <i>*細則第2条</i>
	3 許可の内容を変更する 又は変更した	変更の届出 【→p 4~7】	①薬局名称、②相談時連絡先（電話番号等）、③薬剤師不在時間がある、④特定販売に関する事項、⑤健康サポート薬局である旨の表示については、変更前に届出が必要です。 その他の事項については変更後30日以内の届出が必要です。 <i>*法第10条、規則第16条、第16条の2</i>
	4 新たに特定販売を行う 又は特定販売を廃止する	変更の届出 【→p 8】 (特定販売用様式あり)	事前の届出が必要です。 <i>*法第10条第2項、規則第16条の2</i>
	5 薬局を休止、再開、廃止した	休廃止等の届出 【→p 8】	休止、再開、廃止後30日以内の届出が必要です。 <i>*法第10条→規則第18条</i>
	6 許可証の記載事項に変更が 生じ、その内容を書き換える	許可証書換え交付申請 【→p 9】	随時 <i>*施行令第2条の3</i>
	7 許可証を紛失、汚損して、許 可証の再発行を申請する	許可証再交付申請 【→p 9】	随時 <i>*施行令第2条の4</i> <i>*許可証は掲示義務があるので、速やかに手続きを行ってください。</i> <i>*規則第3条</i>
	8 前年の総取扱処方箋数を届 け出る	取扱処方箋数の届出 【→p 10】	翌年3月末日まで <i>*施行令第2条の13</i>
	9 薬局の管理者が他の場所で 薬事に関する業務を行う	管理者兼務許可申請 【→p 10】	事前に <i>*細則第3条</i> <i>*細則第1号様式（第3条関係）</i>
	10 上記の兼務許可を受けた管 理者がその実務に従事しな くなった	管理者兼務廃止届 【→p 10】	速やかに <i>*細則第3条</i> <i>*細則第3号様式（第3条関係）</i>
	11 高知県へ薬局情報を報告す る（開設、変更、訂正、休止、 再開、廃止、定期）	薬局機能情報の報告 【→p 11】	医療を受ける方が薬局の選択を適切に行うために必要な情報を、都道府県知事に報告する必要があります。 <i>*法第8条の2</i>

注 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律:法
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令:施行令
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則:規則
高知市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則:細則

1 新規に開設する（許可申請）

申請書の提出先	高知市保健所（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577	
提出部数	1部	
提出期限	1ヶ月前を目処に時間に余裕を持って申請してください。	
留意事項	開設許可後に薬局情報を高知県に報告してください。→「11 高知県へ薬局情報を報告する場合」参照	
手数料	高知市収入証紙 29,000円	
提出書類	1	薬局開設許可申請書（規則様式第1）
	2	①別紙1-1 構造設備の概要（様式あり） ②別紙1-2 構造設備の概要（様式あり） ③薬局平面図（作成・添付してください） ④付近見取図（作成・添付してください）
	3	別紙2 業務体制の概要（様式有り）
	4	別紙3 業務体制の概要（様式有り）
	5	登記事項証明書 (申請者が法人の場合のみ提出)
	6	精神の機能の障害に関する医師の診断書
	7	薬剤師及び登録販売者の雇用契約書の写し又は雇用（使用）関係証明書（様式あり）
	8	体制省令で定める措置に関する書類（様式あり）
	9	特定販売に関して厚生労働省令で定める事項を記載した書類（様式あり） (特定販売を行う場合のみ提出)
提示書類	10	薬剤師免許証及び販売従事登録証（原本）
	11	再教育研修修了登録証（原本）
	12	① 指針 ア 調剤業務に係る医療の安全確保 イ 調剤された薬剤の情報提供及び指導その他の調剤業務の適正管理 ウ 薬局医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品の情報提供及び指導、販売・授与の業務の適正な管理の確保についての指針 ② ア～ウの指針に応じた医薬品業務手順書
	13	掲示物 ①薬局製造販売医薬品*, 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項 ②薬局の管理及び運営に関する事項

2 薬局開設許可の更新を申請する場合 (更新申請)

申請書の提出先	高知市保健所（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577		
提出部数	1部		
提出期限	有効期間終了日の1ヶ月前まで		
留意事項	6年毎の更新が必要です。 更新されなかった場合、許可の効力は失われます。 *法第4条第4項		
手数料	高知市収入証紙 11,000円		
提出書類	1	薬局開設許可更新申請書 (規則様式第5)	
	2	許可証（原本）	
	3	精神の機能の障害に関する医師の診断書	○更新申請時において、申請者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合のみ
提示書類	4	① 指針 ア 調剤業務に係る医療の安全確保 イ 調剤された薬剤の情報提供及び指導その他の調剤業務の適正管理 ウ 薬局医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品の情報提供及び指導、販売・授与の業務の適正な管理の確保についての指針 ② ア～ウの指針に応じた医薬品業務手順書	○薬局の医療安全及び適正管理を確保するため、指針及び手順書が必要です。 ○最新の医薬品医療機器等法改正に対応した内容の指針及び手順書をご用意ください。

3 許可の内容に変更があった場合 (変更の届出)

申請書の提出先	高知市保健所 (高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階) 地域保健課 電話 088-822-0577	
提出部数	1部	
提出期限	変更後30日以内	
	<p>○以下(1)~(4)のような場合には、変更届ではなく、新規許可申請が必要ですご注意ください。</p> <p>(1)開設者が変わる場合（相続、譲渡、法人化、法人の合併など） (2)全面改築の場合（既存の薬局を取り壊して新築する場合など） ただし、部分改装は変更として取扱う場合があります。予めご相談ください。 (3)仮店舗（薬局）を開設する場合（既存の薬局を全面改築する際など、仮店舗（薬局）で薬局業務を行う場合） (4)薬局を移転する場合（同一ビル内の平行・階層移転の場合を含む）</p> <p>○変更前に変更届が必要な場合と変更後に変更届の提出が必要な場合があります。</p> <p></p> <p>変更前に変更届の提出が必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①薬局の名称 ②薬局の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先（Eメールアドレス等） ③薬剤師不在時間がある ④特定販売に関する事項（開始、廃止、変更） ⑤健康サポート薬局である旨の表示 <p>変更後30日以内に変更届の提出が必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥開設者の氏名 を変更した ★開設者そのものが変わった場合は新規許可が必要です。 ⑦開設者の住所 を変更した ⑧薬事に関する業務に責任を有する役員 を変更した（申請者が法人である場合のみ） ⑨構造設備の主要部分 を変更した 他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を行うことになった（共同利用の開始）又は 共同利用を取りやめた（共同利用の廃止）場合、変更届の提出が必要です。（H24.8.22薬食発0822第2号） ⑩通常の営業日及び営業時間 を変更した ⑪薬局の管理者の「氏」 を変更した（婚姻等による） ⑫薬局の管理者の住所 を変更した（転居等による） ⑬薬局の管理者の週当たり勤務時間数 を変更した ⑭薬局の管理者 を変更した（薬局の管理者そのものの交代） ⑮従たる専門家（管理者以外の薬剤師・登録販売者）の「氏」 を変更した（婚姻等による） ⑯従たる専門家の週当たり勤務時間数 を変更した ⑰従たる専門家そのもの（管理者以外の薬剤師・登録販売者） を変更（交代）した ⑱取り扱う放射性医薬品の種類 を変更した ⑲当該薬局において併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類 を変更した ⑳当該薬局において販売・授与する医薬品の区分 を変更した ★特定販売する医薬品の区分を変更する場合は事前に届出が必要です。 <p>○法人の場合、変更年月日は登記簿謄本に記載されている変更が生じた日であり、登記日ではありませんのでご注意ください。</p> <p>○許可証の記載事項に変更が生じる場合は、許可証書換え交付申請を行うことができます。</p> <p>○変更の内容によって、この変更手続きに加えて高知県に薬局情報を報告する必要があります。 →「11高知県へ薬局情報を報告する場合」 参照</p> <p>○令和3年8月1日以降に提出する最初の変更届の備考欄に、令和3年8月1日時点の薬事に関する業務に責任を有する役員を記載してください。</p>	
手数料	なし	
提出書類	1	変更届書（規則様式6）
	2	*添付書類は変更内容によって異なります。

3付属 変更届の際の添付文書一覧①～②〇

	以下の事項について変更する場合は【事前に】	変更届に以下の書類を添付・ご提出ください。	備 考
①	薬局の名称 ＊変更後に薬局情報を高知県にも報告してください。→「11高知県へ薬局情報を報告する場合」参照	添付書類不要 (変更届の提出は必要)	★①～⑤については、変更前に届出が必要です。
②	薬局の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先（Eメールアドレス等） ＊変更後に薬局情報を高知県にも報告してください。→「11高知県へ薬局情報を報告する場合」参照	添付書類不要 (変更届の提出は必要)	★変更しない場合は変更届の提出は不要ですが、初回更新時に薬局の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先（Eメールアドレス等）を更新申請書備考欄にご記入ください。
③	薬剤師不在時間がある ＊変更後に薬局情報を高知県にも報告してください。→「11高知県へ薬局情報を報告する場合」参照	添付書類は不要ですが、薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書を提示してください。	新たに閉鎖設備を設けた場合は、構造設備の変更届も必要。 ※窓口にて、薬剤師不在時の対応についても確認します。
④	特定販売に関すること (ア)特定販売の有無 (イ) 特定販売を行う際に使用する通信手段 (ウ) 特定販売を行う医薬品の区分 (カ) ① 特定販売を行う時間 ② 営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合はその時間 (オ) 特定販売を行うことについての広告に、薬局の正式名称と異なる名称を表示するときの名称 (カ) ① 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときの主たるホームページアドレス及び主たるホームページの構成の概要 ② カタログ等を用いて特定販売を行う場合の概要 (キ) 特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要（当該薬局の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。）	基本的に添付書類は不要ですが、変更届記入欄に記載しきれない場合は特定販売に関する届出（様式あり）を変更届に添付してください。 (変更届の提出は必要) ① 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときの主たるホームページの構成の概要（イメージ）を印刷したもの カタログの写し 基本的に添付書類は不要ですが、変更届記入欄に記載しきれない場合は特定販売に関する届出（様式あり）を変更届に添付してください。 (変更届の提出は必要)	★事前に届出が必要です。 ★(ウ) 特定販売を行う医薬品の区分及び(カ)ホームページやカタログの概要について変更がない場合、初回更新時に更新申請書備考欄に記入添付してください。
⑤	健康サポート薬局である旨の表示 ＊変更後に薬局情報を高知県にも報告してください。→「11高知県へ薬局情報を報告する場合」参照	○別紙1届出書添付書類（チェックリスト） ○上記に規定されている項目に関する書類	

	以下の事項について変更した場合は【事後30日以内に】	変更届に以下の書類を添付・ご提出ください。	備考 ★⑥～⑩については、変更後30日以内に届出が必要です。
⑥	開設者の氏名 を変更した ＊開設者そのものが変わる場合には新規の許可申請手続きが必要です。	○個人の場合：変更前後が確認できる戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書	6ヶ月以内に発行されたもの。コピー不可
	*変更後に薬局情報を高知県にも報告してください。→「11 高知県へ薬局情報を報告する場合」 参照	○法人の場合：変更前後が確認できる登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	6ヶ月以内に発行されたもの。コピー不可
⑦	開設者の住所 を変更した ＊開設者そのものが変わる場合には新規の許可申請手続きが必要です。	○個人の場合：なし(変更届の提出は必要です。)	
		○法人の場合：変更前後が確認できる登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	6ヶ月以内に発行されたもの。コピー不可
⑧	薬事に関する業務に責任を有する役員 を変更した (申請者が法人である場合のみ)	○変更前後が確認できる登記事項証明書(履歴事項全部証明書等) (6ヶ月以内に発行されたもの。コピー不可)	
	*代表取締役を変更した場合は、変更後に薬局情報を高知県にも報告してください。→「11 高知県へ薬局情報を報告する場合」 参照	○新たに薬事に関する業務に責任を有する役員になった役員の医師の診断書 (精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合のみ)	【留意点】 変更届書の備考欄に、変更後の役員が法第5条第3号イからトまでのいずれかに該当するときは、そのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」と記入してください。
⑨	構造設備の主要部分 を変更した ＊薬局の面積を変更した場合は、変更後に薬局情報を高知県にも報告してください。→「11 高知県へ薬局情報を報告する場合」 参照	○変更前、変更後の図面 ○別紙1－1 薬局の構造設備の概要 (様式あり)	
	他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を行うことになった(共同利用の開始)又は 共同利用を取りやめた(共同利用の廃止)	○契約薬局名称、許可番号、所在地一覧 ○薬局間で共同利用に関して必要な事項を記載した契約書の写し (共同利用を取りやめた場合は不要)	H24.8.22薬食発0822第2号
⑩	通常の営業日及び営業時間を変更した ＊変更後に薬局情報を高知県にも報告してください。→「11 高知県へ薬局情報を報告する場合」 参照	○別紙3 業務体制の概要(様式あり)	

(11)	薬局の管理者の「氏」を変更した（婚姻等による） ＊変更後に薬局情報を高知県にも報告してください。→「11 高知県へ薬局情報を報告する場合」参照	○「氏」変更後の薬剤師免許証（原本）を提示してください。免許証の原本を照合した後、その場で返却します。	薬剤師免許証を書換え中であって免許証を提示できない場合は、変更届の備考欄に「薬剤師免許書換え交付申請中であるため、薬剤師免許証が交付され次第提示します。」と記入のうえ、変更届のみ提出してください。婚姻等で住所が変更になった場合も届出してください。
(12)	薬局の管理者の住所を変更した（転居等による）	添付書類不要（変更届の提出は必要）	
(13)	薬局の管理者の週当たり勤務時間数を変更した	○薬剤師の雇用契約書の写し又は雇用（使用）関係証明書（様式あり）	
(14)	薬局の管理者を変更した（薬局の管理者そのものの交代） ＊変更後に薬局情報を高知県にも報告してください。→「11 高知県へ薬局情報を報告する場合」参照	○薬剤師の雇用契約書の写し又は雇用（使用）関係証明書（様式あり） ○別紙3 業務体制の概要（様式有り） ○薬剤師免許証（原本） ＊確認した後、その場で返却します。	平成26年6月12日以降、初回変更時に添付してください。 以後、「別紙3業務体制の概要」の記載内容に変更がなければ省略可能です。 免許証等の原本持参が困難な場合は、免許証等のコピーに「原本と相違ないことを証明する〇年〇月〇日 株式会社〇〇代表取締役〇〇氏名〇〇」と記載したものをお提出してください。
(15)	従たる専門家の「氏」を変更した（婚姻等による）	○「氏」変更後の薬剤師免許証（原本）を提示してください。免許証の原本を照合した後、その場で返却します。	薬剤師免許証を書換え中であって免許証を提示できない場合は、変更届の備考欄に「薬剤師免許書換え交付申請中であるため、薬剤師免許証が交付され次第提示します。」と記入のうえ、変更届のみ提出してください。なお、住所が変更になった場合は、備考欄に「新住所」の記載をお願いします。
(16)	従たる専門家の週当たり勤務時間数を変更した	○薬剤師の雇用契約書の写し又は雇用（使用）関係証明書（様式あり）	
(17)	従たる専門家を変更した。 〔従たる専門家そのものの交代〕 ・転入・転出 別紙2 業務体制の概要（様式あり）に記入・添付してください。	○薬剤師又は登録販売者の雇用契約書の写し又は雇用（使用）関係証明書（様式あり） ○別紙3 業務体制の概要（様式有り） ○薬剤師免許証など（原本） ＊確認した後、その場で返却します。	新たに増員した、従たる専門家の分のみ提出してください。 平成26年6月12日以降、初回変更時に添付してください。 以後、「別紙3業務体制の概要」の記載内容に変更がなければ省略可能です。 新たに増員した、従たる専門家の分のみ提出してください。 免許証等の原本持参が困難な場合は、免許証等のコピーに「原本と相違ないことを証明する〇年〇月〇日 株式会社〇〇代表取締役〇〇氏名〇〇」と記載したものをお提出してください。
(18)	取り扱う放射性医薬品の種類を変更した	添付書類不要（変更届の提出は必要）	
(19)	併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類を変更した	添付書類不要（変更届の提出は必要）	
(20)	薬局で販売・授与する医薬品の区分を変更した	○別紙3業務体制の概要（様式あり）	★特定販売する医薬品の区分を変更する場合は事前に届出が必要です。

4 新たに特定販売を行う, 特定販売を廃止する場合

申請書の提出先	高知市保健所（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577	
提出部数	1部	
提出期限	事前の届出が必要です。ご注意下さい。	
留意事項	薬局以外の場所にいる者に対する医薬品の販売又は授与を行おうとするときは、 あらかじめ薬局ごとに届出する必要があります。	
手数料	なし	
提出書類	1	変更届（特定販売用様式あり）
	2	特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページの構成の概要
	3	カタログ等を用いて特定販売を行う場合は、カタログの概要

5 薬局を休止, 再開, 廃止した場合（休廃止等の届出）

申請書の提出先	高知市保健所（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577	
提出部数	1部	
提出期限	廃止し、休止し、若しくは休止した業務を再開したときから30日以内	
留意事項	*休止・再開・廃止後に、薬局情報を高知県にも報告してください。→「11 高知県へ薬局情報を報告する場合」参照	
手数料	なし	
提出書類	1	休止・廃止・再開届（規則様式第8）
	2	薬局開設許可証（原本） 廃止した場合は、薬局開設許可証（原本）を返納してください。*施行令第2条の5

6 許可証の記載事項に変更が生じ、その内容を書き換える場合（許可証書換え交付申請）

申請書の提出先	高知市保健所（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577		
提出部数	1部		
提出期限	隨時		
留意事項	許可証の記載事項に変更が生じた場合に、許可証書換え交付申請を行うことができます。 変更届書が提出されていることが必要です（同時申請可）。		
手数料	高知市収入証紙 2,000 円		
提出書類	1	許可証書換え交付申請書 (規則様式第3)	
	2	薬局開設許可証（原本）	新しく書換えた許可証を後日お渡しします。

7 許可証を紛失、汚損して、許可証の再発行を申請する場合（許可証再交付申請）

申請書の提出先	高知市保健所（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577		
提出部数	1部		
提出期限	隨時 *許可証は薬局での掲示義務があるので、速やかに手続きを行ってください。		
留意事項	○許可証を紛失したり、破り、汚した場合、許可証の再交付を申請することができます。 ○許可証の再交付後に紛失した許可証が発見された場合は、直ちに発見した許可証を返納してください。		
手数料	高知市収入証紙2,900 円		
提出書類	1	許可証再交付申請書 (規則様式第4)	許可証を紛失した場合は、申請書備考欄に 「許可証を発見した場合は、速やかに旧許 可証を返納します」と記載してください。
	2	薬局開設許可証（原本）	破損又は汚損の場合のみ

8 前年の総取扱処方箋数を届け出る場合（取扱処方箋数の届出）

申請書の提出先	高知市保健所（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577	
提出部数	1部	
提出期限	翌年3月末日まで	
留意事項	以下、①～③に該当する場合は、届出義務が免除されます。 ①総取扱処方箋数が著しく少ない場合 ②前年において業務を行つた期間が三箇月未満である場合 ③前年における総取扱処方箋数を前年において業務を行つた日数で除して得た数が四十以下である場合	
手数料	なし	
提出書類	1	取扱処方箋数届書 (規則様式第7)

9 薬局の管理者が他の場所で薬事に関する業務を行う場合（管理者兼務許可申請）

申請書の提出先	高知市保健所（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577	
提出部数	1部	
提出期限	事前に	
留意事項		
手数料	なし	
提出書類	1	薬局等管理者兼務許可申請書 (細則第1号様式)

10 上記の兼務許可を受けた管理者がその実務に従事しなくなつた場合（管理者兼務廃止届）

申請書の提出先	高知市保健所（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577	
提出部数	1部	
提出期限	兼務を止めたときは、速やかに届を提出	
留意事項		
手数料	なし	
提出書類	1	薬局等管理者兼務許可申請書 (細則第3号様式)

11 高知県へ薬局情報を報告する場合（薬局機能情報の報告）

報告先	原則として、G-MIS（医療機関等情報支援システム）により行います。 →高知県健康政策部薬務衛生課（高知県庁4階 088-823-9682） 〔G-MISでの報告が困難である場合は書面による報告ができます。 提出先：高知市保健所地域保健課（総合あんしんセンター1階 088-822-0577） または 高知県健康政策部薬務衛生課（高知県庁4階 088-823-9682）〕
提出部数	書面の場合、1部
提出期限	報告内容により異なります。
留意事項	上記1（新規許可申請）、3（変更届）、5（休止・再開・廃止届）の手続きとは別に、薬局に関する情報を高知県に報告する必要があります。 「開設」、「変更」、「訂正」、「休止」、「再開」、「廃止」、「定期」の報告をお願いします。 法第8条の2 ☆詳しくは高知県のウェブサイト「 【薬局向けページ】薬局機能情報提供制度について 」をご覧ください。
手数料	なし

1	開設許可後 10日以内	開設許可後は、薬局に関する情報を高知県に報告してください。 報告方法 原則、G-MISにより報告してください。 G-MISでの報告が困難である場合は、書面（「 様式5（高知県薬局機能調査票） 」）による報告ができます。
2	定期報告 3月末日まで	毎年3月末日までに、その前年の12月31日現在の薬局に関する情報を高知県に報告してください。 報告方法 原則、G-MISにより報告してください。 G-MISでの報告が困難である場合は、書面（①「 様式1（定期報告） 」 ②「 様式5（高知県薬局機能調査票） 」（該当部分に限る。））による報告ができます。 ※なお、地域連携薬局等に関する事項については、認定を受けたときから10日以内に認定に係る事項を報告してください
3	変更後 10日以内 p 4の「3変更の届出」とは別に、この手続きが必要です。	以下の①～⑬について変更した場合は、薬局の基本情報を高知県にも報告してください。 ①薬局の名称 ②薬局開設者 ③薬局の管理者 ④薬局の所在地（区画整理等による） ⑤薬局の面積 ⑥店舗販売業の併設の有無 ⑦電話番号及びファクシミリ番号 ⑧電子メールアドレス ⑨営業日 ⑩開店時間 ⑪開店時間外で相談できる時間 ⑫健康サポート薬局である旨の表示の有無 ⑬薬剤師不在時間の有無 ※基本情報以外の事項に係る変更は、隨時、速やかに高知県に報告してください。 報告方法 原則、G-MISにより報告してください。 G-MISでの報告が困難である場合は、書面（①「 様式2（変更・訂正報告） 」 ②「 様式5（高知県薬局機能調査票） 」（該当部分に限る。））による報告ができます。
4	訂正報告 隨時 速やかに	既に高知県に報告した薬局の基本情報の内容に誤りがあった場合は、速やかに「訂正報告」を行ってください。 報告方法 原則、G-MISにより報告してください。 G-MISでの報告が困難である場合は、書面（①「 様式2（変更・訂正報告） 」 ②「 様式5（高知県薬局機能調査票） 」（該当部分に限る。））による報告ができます。
5	休止後 又は 再開後 10日以内	薬局を休止又は再開した後、休止又は再開した旨を高知県に報告してください。 報告方法 原則、G-MISにより報告してください。 G-MISでの報告が困難である場合は、書面（「 様式4（休止・再開時報告） 」）による報告ができます。
6	廃止後 10日以内	薬局を廃止した後、廃止した旨を高知県に報告してください。 報告方法 原則、G-MISにより報告してください。 G-MISでの報告が困難である場合は、書面（「 様式3（廃止時報告） 」）による報告ができます。